

薬物処遇の在り方に関する検討会（第2回）議事概要

1 日時

令和4年9月20日（火）13：30から15：30まで

2 開催方法

Microsoft Teams による web 会議

3 出席者（五十音順。敬称略）

（構成員）上原憲太郎、岡崎重人、佐伯真由美、松本俊彦
（事務局）法務省保護局

4 議事次第

- ・開会
- ・報告等
 - (1) 薬物再乱用防止プログラムについて
 - (2) 専門的援助について
- ・協議
 - (1) 専門的援助の運用の在り方について
 - (2) 薬物再乱用防止プログラムの運用の在り方について
- ・閉会

5 議事概要

冒頭、滝田観察課長から挨拶が行われ、続いて事務局等から、保護観察所の薬物再乱用防止プログラム実施状況及び専門的援助の制度説明が行われた。その後、専門的援助の運用の在り方について及び薬物再乱用防止プログラムの運用の在り方について協議が実施されたところ、構成員の主な意見等は以下のとおり。

○ 専門的援助の運用の在り方について

・現行の運用で、保護観察所に代わって更生保護施設で実施する薬物プログラムの受講希望を入所者に確認すると、ほぼ100%が更生保護施設でプログラムを受講することを希望する。土日、夜間に保護観察所で受講することはできないので、自分の空いた時間でプログラムを受講したいという理由が大きいと思う。一方で、保護観察終了、更生保護施設退所に当たっての継続性が問題であり、保護観察期間中はしっかりと義務付けてプログラムを受講してもらい、保護観察終了後にどう継続させていくか、関わり続けていくかを考えることが必要である。そのためには、職員との関係性が重要だと思うので、施設入所中からコミュニケーション作りをして、プログラムの継続性を考えていく必要がある。

・更生保護施設では、SMARPP を使ったプログラムに加え、NA ミーティングや Day by Day という外部講師による講義スタイルのプログラムなど、様々な手法を取り入れている。

・DARC におけるミーティングは、1 2ステップをベースとしたステップミーティングやリーフレットを読み合わせたミーティングなど、施設によって様々な形がある。プログラムとしてミーティング以外のものもやっていたりするため、義務付けの範囲をどのようにするか、保護観察所と各地の DARC で決めていく必要がある。

・医療機関に通っていたが、今度は DARC で受講したいという場合に、それを選択できるようにするなど、義務付けを柔軟に切り替えていくことが方向性として望ましいと考える。

・特別遵守事項としての受講義務付けとなると、保護観察が取り消されるかもしれないという枠組みで支援していくことになるため、今までの支援の関わり方から変わってしまうのではないかという懸念がある。

・義務付け可能な援助の基準として、援助の実績が検討されているが、特に小さめの精神保健福祉センターでは、人事異動で援助の実施経験者を含む支援体制を維持することが難しい場合があるかもしれない。

・5年以内再入率を下げるためには、保護観察所や更生保護施設といった関わりに終わりがくるところで抱え込むことを避けて、できる限り地域の社会資源につなぐことを促進することが大事。そのため、保護観察所のプログラムよりも地域で受ける方が良いというお得感を出していくことが必要。

・仕事をしながら自分のケアもできる援助につなげていくことを考えていかなければならない。NA のように、夜間や休日にやっている社会資源を専門プログラムとして認めていく方向や、NA が合わないけれども夜のプログラムに行きたいという人のための社会資源の開拓も必要。

・現在、医療につながるに当たって、検査を受けなければいけないことがネックとなっている。検査のために保護観察所に行かなければいけないという二度手間を考えると、医療機関ではなく保護観察所のプログラムでいいとなってしまう。

・最初は義務だとしても、医療につながったり、精神保健福祉センターにつながったり、DARC につながったりして、保護観察が終了した後も安心して通うことのできる場所、一度切れてもつながりが戻る関係性をいかに作るかがこの制度の狙いになると思う。

○薬物再乱用防止プログラムの運用の在り方について

・義務付けを長引かせることで、本当にやめたい気持ちを助長する部分もあるし、それを削ってしまう部分もあり、人によって様々だと思う。だんだんと社会生活が定着していく中で、義務付けの終了を考えていくとよいと思う。

・病院のプログラムに行きながら、NA に通い始め、NA のホームグループを決めて、ミーティング会場を開けられるようになっていたり、みんなにサービスする側になったりすると、本当の居場所を見つけたということになるが、そこまでは長い道のりである。義務付けのプログラムをこのくらいやれば大丈夫という線引きをすることはとても難しい。一方で、地域の

社会資源につながった方が圧倒的にお得であるとするために、地域につながったら義務付けを緩めるという手もあると思う。

- ・一部猶予期間の2年、3年が長いとは思わないので、その期間は義務付けるというのが望ましい。その期間中に、どうやって社会資源につなげていくかということでは、更生保護施設入所中に社会資源となり得る方に施設に来ていただき、関係性をもってもらい、更生保護施設を退所しても地域の社会資源の方と関係を維持していくということが考えられる。

- ・SOCRATESでいう迷いが広がりつつ、実行も高まってくるのが望ましい。それには、ワークブック中心のグループ療法に加えて、回復している人と会わせる、回復のために別の場所で頑張っている人たちとの出会いの場をつくるという外に出る試みが必要になってくる。

- ・短期間の仮釈放では、プログラムの効果をあげるというよりは、プログラムを通して関係性を作るとか、地域のNAにつなぐといったことが大事だと思う。

- ・保護観察の間に、回復のための社会資源に関して、こういうものがあるということを直に目で見ると体験の場を作れたらいいと思う。

- ・保健や医療の立場からは、正直に話してほしいということがあり、義務的な面接の場と正直に話せる支援の場が車の両輪みたいになっていければいいと思う。全ての精神保健福祉センターで実施することは難しいと思うが、義務的な場に支援者が会いに行くということは一つの方法だと思う。